

報道関係者 各位

令和2年5月19日（火）  
社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
室長補佐：濱島 章 （内線2858）  
係 長：中村 まどか（内線2876）  
（代表電話）03(5253)1111

### 住居確保給付金相談コールセンターを設置します

住居確保給付金は、住居を失うおそれがある方に対して家賃相当額を自治体から支給する制度です。支給対象の拡大や求職活動要件の緩和を進め、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し家賃の支払いにお困りの方が利用しやすい制度となっています。

多くの方から自治体に対してお問い合わせがあることから、厚生労働省に「住居確保給付金相談コールセンター」を立ち上げ、制度のご紹介を始めます。是非ご利用ください。

＜住居確保給付金相談コールセンター＞

0120-23-5572

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

※5月21日（木）から開始します。

（参考）住居確保給付金のご案内

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

**ハローワークへの求職申込みが不要に**

支給上限額（東京23区の例）

単身世帯：53,700円 / 2人世帯：64,000円 / 3人世帯：69,800円

お住まいの自治体の自立相談支援機関

（住宅、仕事、生活などの相談窓口）にご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

